

# 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出について

## 【介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA】

この要件は令和3年4月1日現在のものです。今後、厚生労働省及び松原市健康部高齢介護課からの通知等があった場合は要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 提出書類

加算等の種別	必要書類
<b>共通必要書類</b>	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ② 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表 ③ 誓約書(加算用)
若年性認知症利用者受入加算	※共通必要書類のみ
生活機能向上グループ活動加算	※共通必要書類のみ
運動器機能向上体制*	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (算定日から4週間分を従業者全員分で作成) ② 資格証等の写し(機能訓練指導員未提出分)
栄養アセスメント・栄養改善体制*	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (算定日から4週間分を従業者全員分で作成) ② 資格証等の写し(管理栄養士未提出分) ③ 外部との連携により管理栄養士を配置する場合は、連携していることがわかる契約書等の写し <b>※栄養アセスメント加算を算定する場合は LIFE への登録が必要</b>
口腔機能向上加算(Ⅰ)*	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (算定日から4週間分を従業者全員分で作成) ② 資格証等の写し(言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員未提出分)
選択的サービス複数実施加算	※共通必要書類のみ <b>※運動器機能向上体制、栄養アセスメント・栄養改善体制、口腔機能向上加算のうち2つ以上の算定が必要</b>
事業所評価加算[申出]の有無	※共通必要書類のみ
科学的介護推進体制加算	※共通必要書類のみ(※LIFE への登録が必要)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)*	① サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-3) ② サービス提供体制強化加算要件確認表(参考様式)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)*	① 外部のリハビリテーション事業所等と連携していることがわかる契約書等の写し
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)* 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)*	① 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 ② 介護職員処遇改善計画・介護職員等特定処遇改善計画変更届 <b>(※提出済みの計画書の変更を行う場合のみ)</b>
送迎加算(通所型サービスA)	① 変更届出書 ② 運営規程(送迎加算に係る内容を反映したもの)

\* 一体的に実施している通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業所において同加算(運動器機能向上体制については個別機能訓練加算)の算定をしている場合は、共通必要書類のみの提出で差し支えない。

### 2 算定要件

基準	解釈通知
松原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱 (平成29年4月施行) 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準 (令和3年厚生労働省告示第72号)	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について (令和3年3月19日老認発第3号)